

# 海南省低入札価格調査実施要綱

平成27年5月29日

告示第122号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に該当するかどうかについての調査を行う必要がある場合の調査基準価格及び調査の実施に関し必要な事項を定める。

(調査基準価格)

第2条 海南省契約事務規則（平成17年海南省規則第33号）第9条第1項に定める調査基準価格（消費税及び地方消費税を含まない金額とする。）は、予定価格（消費税及び地方消費税を含まない金額とする。以下同じ。）の算出基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が、予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の92を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の75を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (4) 一般管理費に100分の68を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を予定価格に100分の75から100分の92までの範囲内における適宜の割合に乗じて得た

額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。

（低入札価格調査）

第3条 市長は、調査基準価格を下回る価格をもって契約の申込みをした者を落札者とすべき事態が生じたときは、当該契約の申込みの価格の内訳等を精査し、その者により当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、適当であるかどうかを決定しなければならない。

（対象工事）

第4条 低入札価格調査の対象となる建設工事は、原則として予定価格が6,000万円以上のものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 市長は、調査基準価格を設けたときは、入札参加者に次に掲げる事項を周知しなければならない。

- （1） 低入札価格調査制度を採用すること。
- （2） 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- （3） 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- （4） 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査等に協力すべきこと。
- （5） その他市長が必要と認める事項

（入札の執行）

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は入札者に対して落札者の決定を保留することを宣言し、低入札価格調査を行った後に落札者を決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

（調査の実施）

第7条 低入札価格調査は、入札担当課長が総括し、当該工事を所管する課長のほか入札担当課長が必要と認めた者をもって行うものとする。

2 入札担当課長は、必要があると認めるときは、その他の関係部署に対して調査の協力を求めることができる。

(調査事項)

第8条 低入札価格調査は、入札者からの次に掲げる書面の提出により行うほか、必要に応じて入札者からの事情聴取又は関係機関への照会等を行うものとする。

- (1) 低入札価格調査報告書(様式第1号)
- (2) 入札理由書(様式第2号)
- (3) 入札金額の積算内訳書
  - ア 積算内訳書(様式第3-1号)
  - イ 下請予定内容報告書(様式第3-2号)
  - ウ 共通仮設費(率分)内訳書(様式第3-3号)
  - エ 現場管理費内訳書(様式第3-4号)
  - オ 一般管理費内訳書(様式第3-5号)
  - カ 資材単価一覧表(様式第3-6号)
  - キ 機械損料・賃料一覧表(様式第3-7号)
- (4) 調査対象工事に関連する手持工事の状況(様式第4号)
- (5) 配置予定技術者等名簿(様式第5号)
- (6) 調査対象工事に使用する手持資材の状況(様式第6号)
- (7) 資材購入先一覧(様式第7号)
- (8) 労務者の確保計画(様式第8号)
- (9) 調査対象工事に使用する手持機械の状況(様式第9号)
- (10) 建設副産物の搬出先(様式第10号)
- (11) その他必要と認められる書類

(調査後の落札者の決定)

第9条 市長は、低入札価格調査を行った結果、次に定めるところにより取扱いを決定する。

- (1) 調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、速やかに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。
- (2) 調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)を落

札者と決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときには、同様の手続をとるものとする。

- (3) 市長は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者としめない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

(落札者としめない場合の基準)

第10条 低入札価格調査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、その者を落札者としめない。なお、判定基準については別記のとおりとする。

- (1) 指定期日までに調査様式(第8条各号に掲げる書面)の提出がない場合  
(2) 低入札価格調査に協力しない場合  
(3) 積算の内訳が設計仕様書等に適合しない場合  
(4) 積算の内訳について、その金額の算出根拠が明らかでない場合  
(5) 建設副産物の処理が適正でない場合  
(6) 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合  
(7) 前各号に掲げる場合のほか、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

(指名停止)

第11条 低入札価格調査の対象となり、次の各号のいずれかに該当する場合は、海南市建設工事等の契約に係る指名停止措置要綱(平成17年海南市訓令第56号)に基づく指名停止の処分を行うものとする。

- (1) 指定期日までに調査様式(第8条各号に掲げる書面)の提出がない場合  
(2) 低入札価格調査に協力しない場合  
(3) その他、低入札価格調査の実施にあたり、不誠実な行為があった場合

(補則)

第12条 この告示に定めのないものについては、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成29年5月30日告示第125号)

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和元年5月31日告示第8号）

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和4年5月26日告示第112号）

この告示は、令和4年6月1日から施行する。